

生ごみの資源化

飼料や堆肥などの原料にすることができます。

生ごみが発生する事業者の方は、分別と資源化をお願いします。

また、食品の卸売・小売業者、飲食店や食事の提供を伴う事業者は食品リサイクル法により、食品廃棄物の再生利用等を可能な限り実施する義務があります。

※市内には民間の資源化施設があり、資源化しやすい環境となっています。
※詳しくはごみ処理を委託している許可業者にお問い合わせください。

せん定枝類の資源化

チップ化等により燃料や堆肥の原料にすることができます。

せん定枝・刈草・落葉等を排出する事業者の方は、資源化をお願いします。

※市内には民間の資源化施設があり、資源化しやすい環境となっています。
※詳しくはごみ処理を委託している許可業者にお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可業者

・名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>
→サイト内検索
・名古屋市一般廃棄物事業協同組合 (☎052-961-5383)

産業廃棄物処理業者

・名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>
→サイト内検索
・(一社)愛知県産業資源循環協会 (☎052-332-0346)

資源化業者等一覧 (順不同)

資源化については、ごみの収集を委託している許可業者や、下記の業者にご相談ください。

古紙・ 機密書類	愛知県古紙協同組合	☎052-533-2371	せん 定 枝 類	名古屋港木材倉庫株式会社	☎052-611-9700
	名古屋リサイクル協同組合	☎052-582-3990		古繊維	愛知県古着リサイクル協同組合 ☎0587-93-2995
	名古屋再生資源協同組合	☎052-228-9371		鉄くず	愛知県鉄屑加工処理協同組合 ☎052-586-3681
生ごみ	中部有機リサイクル株式会社 (飼料化)	☎052-725-9200	び ん	中部びん商連合会	☎052-381-6201
				東海硝子原料問屋組合	☎0587-66-6451

各区の環境事業所一覧

お問い合わせ時間 / 午前8時～午後4時45分 (市外局番 052)

千種環境事業所 ☎771-0424	東環境事業所 ☎723-5311	北環境事業所 ☎981-0421	西環境事業所 ☎522-4126
中村環境事業所 ☎481-5391	中環境事業所 ☎251-1735	昭和環境事業所 ☎871-0504	瑞穂環境事業所 ☎882-5300
熱田環境事業所 ☎671-2200	中川環境事業所 ☎361-7638	港環境事業所 ☎382-3575	南環境事業所 ☎614-6220
守山環境事業所 ☎798-3771	緑環境事業所 ☎891-0976	名東環境事業所 ☎773-3214	天白環境事業所 ☎833-4031

名古屋市環境局資源循環推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL 052-972-2390 (直通)
FAX 052-972-4133
E-mail a2297@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS
世界を変えるための17の目標



ターゲット 12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

事業活動に伴うごみの出し方

名古屋市から 事業者の皆様へ

- 事業活動から出るごみは、市は収集しません。(資源の一部を除く)
- 可燃ごみ等の一般廃棄物は一般廃棄物収集運搬許可業者に。
- 廃プラスチック等の産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に。
- リサイクル可能な紙類や生ごみ等は資源化をお願いします。

事業者の責務

店舗・オフィス・工場・病院・学校・官公署等、事業活動に伴って生じた廃棄物は、量の多少に関わらず、事業者自らの責任において適正に処理していただく必要があります。

- 少量であっても家庭ごみとして市の収集に出すことはできません。(資源の一部を除く)
- お仕事の場所とお住まいが一緒の場合でも、お仕事から出るごみ(事業系ごみ)とお住まいから出るごみ(家庭ごみ)に分けて出してください。

また、資源化等を行うことにより減量に努めることも必要です。

- 排出段階で分別をすることにより、リサイクル可能な「資源」となります。
- 発生抑制や資源化を進めてごみの減量に取り組むことが、ごみ処理コストの削減にも繋がります。
- 積極的なごみ減量にご協力いただきますようお願いします。

事業系ごみの区分



事業系ごみ(一般廃棄物)の処理方法

一般廃棄物収集運搬許可業者(許可業者)に処理を委託する

許可業者と契約し、可燃ごみ、不燃ごみ、資源等、区分ごとに分別を行い排出します。

※許可の無い業者への委託は廃棄物処理法違反となります。

収集・運搬・処分手数料

収集・運搬・処分手数料は契約する許可業者にご確認ください。

自ら市の処理施設に搬入する(資源を除く)

可燃ごみ、不燃ごみ等、区分ごとに分別を行い、自らごみが発生した区の環境事業所で手続き後、可燃ごみは焼却工場、不燃ごみは破碎工場等へ搬入して頂きます。

※搬入方法等については各区の環境事業所へお問い合わせください。

市処理施設処分手数料

10キログラム200円又は1立方メートル4,000円
※1立方メートルあたりの重量が200キログラム以下の時は、1立方メートルあたりの手数料をお支払いいただきます。



事業系ごみ・資源の分け方

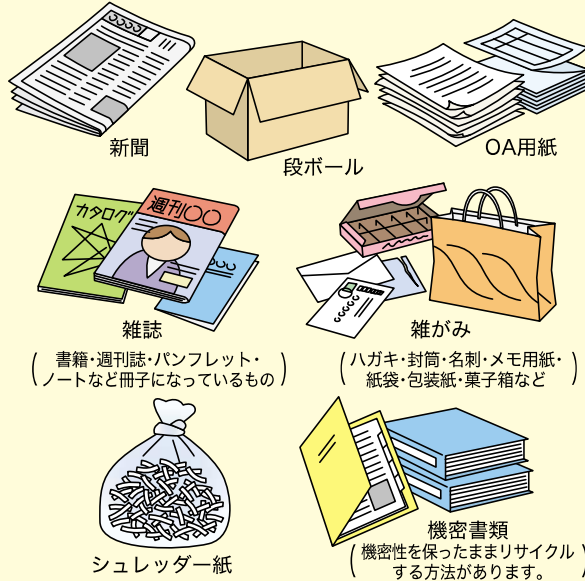
資源

これらの品目は、**ごみとして収集しません。**
品目別に分けてリサイクルしてください。

具体的な分別・排出方法は、収集の委託をしている許可業者または資源回収業者にお問い合わせください。

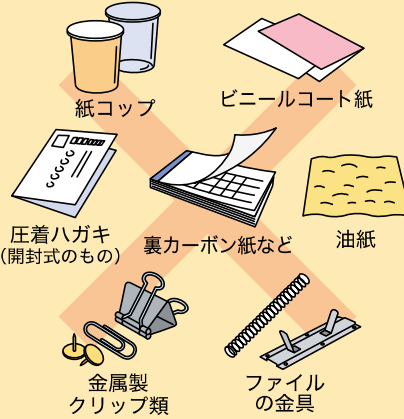
古紙

新聞、雑誌、段ボール等、種類ごとに分けて集めてください。
OA用紙やシュレッダー紙等は処理業者によって分別方法が異なる場合がありますので、具体的な排出方法については処理業者にご確認ください。



混ぜたら困るもの【禁忌品】

紙を再生する妨げになります。分別時に混ざらないように気をつけてください。
(詳しくは処理業者にご確認ください。)



以下の品目は**家庭並み少量の場合**に限り、市の資源収集に出すことができます。

『家庭並み少量の場合』とは・・・

一般家庭から出るものと同じ性状で、品目別の発生量が1事業者あたり1収集日につき45リットル(スプレー缶類は1週間に付き20リットル)の指定袋1袋相当までの場合

<注意点> 家庭並み少量に該当しない場合は、処理業者に処理を依頼してください。

空きびん



空き缶



スプレー缶類



必ず中身を完全に使い切ったうえで出してください。処理業者に処理を依頼する場合の排出方法は、処理業者にご相談ください。

ペットボトル

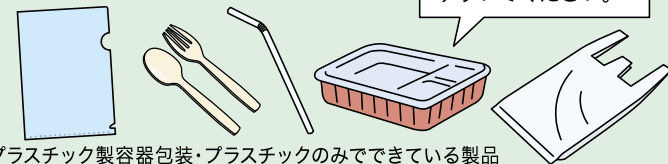


PET
PETマークのついている飲料などのペットボトル



はがせないラベルは、そのままで結構です。

プラスチック資源



中身を残さず、さっさとゆすいでください。

紙製容器包装・雑がみ



<市の資源収集に出す場合の注意点>

- 収集曜日や収集場所は発生する区的环境事業所にお問い合わせください。
- プラスチック資源、スプレー缶類は原則各戸収集のため、発生する区的环境事業所に申し出が必要です。
- 家庭用資源指定袋で出してください。
- 古紙(一部除く)は市では収集していません。収集の委託をしている許可業者または資源回収業者にお問い合わせください。

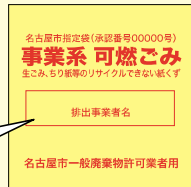
ごみ

事業活動から出る**プラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器等は、産業廃棄物**です。**産業廃棄物として処理を依頼してください。**

ただし、出るごみの性状や量が家庭並みである場合に限り、可燃ごみ、不燃ごみ、発火性危険物として許可業者に処理委託することができます。

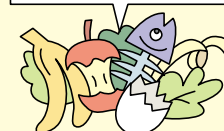
可燃ごみ

許可業者収集用
(可燃ごみ用指定袋)



排出事業者名の記入をお願いします。

生ごみはよく水を切って出してください。



生ごみ
●生ごみも資源化できます。裏面を参照してください。



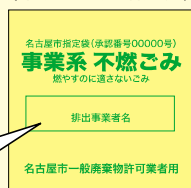
資源化できない紙
(ティッシュペーパー・紙おむつ等)



天然の繊維・皮革類
(衣類・鞆等)

不燃ごみ

許可業者収集用
(不燃ごみ用指定袋)



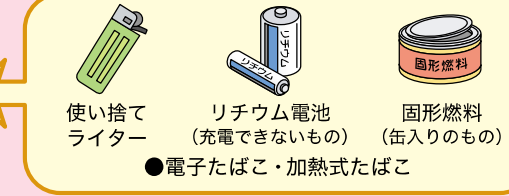
排出事業者名の記入をお願いします。



発火性危険物



火災の原因になります！
必ず他のごみとは分けて出してください！

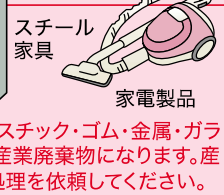


<注意点>

プラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器等は、**産業廃棄物**になります。**産業廃棄物として処理を依頼してください。**
ただし、出るごみの性状や量が家庭並みである場合に限り、可燃ごみ、不燃ごみ、発火性危険物として許可業者に処理委託することができます。

大型ごみ

30cm角を超える大型ごみは可燃ごみ、不燃ごみで出すことはできません。処理を委託している許可業者にご相談ください。

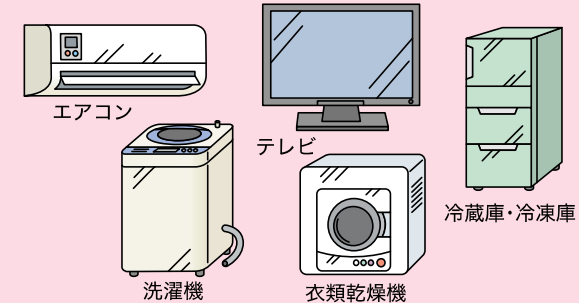


<注意点>プラスチック・ゴム・金属・ガラス・陶磁器等は、産業廃棄物になります。産業廃棄物として処理を依頼してください。

蛍光管・水銀体温計・水銀温度計

<注意点>産業廃棄物として処理を依頼してください。
ただし、家庭並みの性状(蛍光管の場合、直管・丸管ともに40W程度の大きさまで)で、1事業者あたりの排出量が家庭並み(数本程度)にとまるものは、市の拠点回収に出すことができます。詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。

家電リサイクル法対象機器(業務用機器は対象外です。)



①家電販売店へ依頼

家電を買い換える販売店かその家電を買った販売店に回収を依頼してください。
※リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

②自ら指定引取場所へ運ぶ

郵便局でリサイクル料金を支払った後、指定引取場所へ運んでください。
※リサイクル料金は必要ですが、収集運搬料金は不要です。

③産業廃棄物処理業者に処理委託

ごみの収集を委託している許可業者や、産業廃棄物処理業者にご相談ください。
※リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

パソコン



直接各メーカーのリサイクルに関する受付窓口または産業廃棄物処理業者にお問い合わせください。

小型家電

市が回収する品目で、性状や量が家庭並みである場合に限り、市の小型家電回収ボックスに出すことができます。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

事業系ごみ・資源は市で回収しません(資源の一部を除く)。事業者自らの責任において適正に処理してください。